

◆1番(下市香乃美君) 初めての個人質問をさせていただきます。

きょうは雨の中、傍聴席には、たくさんの応援団の皆さんに駆けつけていただきまして、ありがとうございます。また、議員の皆様にも、初めての質問頑張れよと応援していただきまして、ありがとうございます。新人議員の中でトップバッター、また女性議員7人の中でも1番になりました。どうぞよろしくお願いたします。(拍手)ありがとうございます。

さて、私は、昨年の女性議会54人の中に実は当選しておりました。もしかしら、これが2回目の登壇ということになったのでありますが、諸般の事情から辞退いたしましたので、きょう初めてここに立っております。一人でも多くの女性がここに立ち、女性の声を市議会に響かせてほしいと願っています。

私は、昨年まで子どもを育てながらずっとフルタイムで仕事を続けてまいりました。女性が子どもを育てながら働き続けることは、なかなか大変なことです。本格的な少子・高齢社会を迎えるに当たり、女性にとって住みやすいまちづくりが急務の課題だと思います。

以下、何点が質問をさせていただきます。

1. 児童クラブについて。

(1) 児童クラブの積極的設置の推進を求める。

私自身も10年ほど前、長女の保育園の卒園を喜ぶ間もなく、学区の小学校に児童クラブがあるかどうかを心配したものです。クラブの数はふえましたが、まだまだ全部の小学校に児童クラブができるにはほど遠く、今も基本的に働く母親の心配は変わっていません。過去10年間に設置された児童クラブは、年平均1.3クラブしかありません。これでは全部の小学校に児童クラブができるまでには何十年もかかってしまいます。

そこで質問します。

ア、将来的には全小学校区へ児童クラブを増設するというのですが、目標のないところに積極的推進は望めません。全学的な整備目標年度と年度ごとの目標クラブ数をお示ください。

イ、今年度開設を希望しており、予算から漏れた小学校については地元の要望等にかんがみ、早急に開所の方向で検討してくださることを要望します。また、各クラブは立地条件等異なり、いろいろな施設の改善要求もあります。補助金を出せばよいというのではなく、きめ細かい配慮をお願いします。

ウ、プレハブ設置から余裕教室の利用へと市の方針に変更があったのでしょうか。あったとしたら、いつごろ、どういう理由で変わったのでしょうか。

エ、今後の児童クラブは、プレハブ設置と余裕教室の利用という2つのパターンで設置していくのでしょうか、方針をお示ください。

(2) 小規模児童クラブについて。

「りょうなんクラブ」は小規模児童クラブとして開設されてから5年目を迎えています。この間、ずっと民間の施設を借りての運営で、保護者の方々の苦労は大変なものです。保護者の方々の御苦勞が実り、その「りょうなんクラブ」がこしから児童数20人となり、指導員を2人配置しています。現在の小規模児童クラブの補助金では指導員を1人しか雇えません。そこで質問します。

ア、「りょうなんクラブ」に対して児童クラブになれるよう、市としてどういう指導をしてきたのでしょうか。

イ、「りょうなんクラブ」は、今春、児童数が20人となり、市の規定に達しました。これまでの経過から考えると、補助金を普通の児童クラブと同様に引き上げるべきだと思うのですが、どうでしょうか。

ウ、「りょうなんクラブ」は、5年もの間、民間施設を借りて運営しています。遅くとも来年4月からは、公設のクラブハウスで開所できるように考えていただけないでしょうか。

(3) 障害児の入所について。

障害のあるなしにかかわらず、地域で児童クラブに入りたい子はどの子も入所できるはずですが、障害のある子とない子がともに児童クラブで過ごすならば、お互いにより方向に影響を与え合うという形での発達も見られると思います。

そこで質問します。

ア、市は障害児の児童クラブへの入所について把握していますか。

イ、障害児の児童クラブへの入所については、地域の運営委員会にお任せするというのではなく、市としての姿勢、指導の方向性が重要です。市としてのお考えをお示ください。

ウ、障害児を児童クラブに迎えるためには、施設の改修や指導員の養成が必要不可欠です。そのために予算化すべきと思うのですが、どうでしょうか。

(4) 指導員の専門性について。

児童クラブの指導員は、ただ子どもを見ているというのではなく、子どもたちに豊かな放課後を保障するため、いろいろと努力されています。

「幡多クラブ」では保護者との懇談会も定期的に行われ、子どもたち一人一人をよく見てくださっていると感じます。また、班を中心とした集団活動にも熱心に取り組んでおられます。ところが、クラブによっては諸事情から、指導員がローテーションによってくると変わっているところがあります。これでは指導に一貫性が乏しくなり、子どもたちに与える影響も決してよいものとは言えません。指導員の処遇が今のような状態では、若い指導員の確保は難しいと言えます。

そこで質問します。

ア、指導員は専門的な職業だと思いますが、市としての位置づけはどのようにでしょうか。

イ、指導員の身分を保障するためには、社会保険料分を補助金に上乘せするべきだと思いますが、どうでしょうか。

ウ、指導員研修は指導員全員——ローテーションを組んでいる人全部——が参加できるようにするべきです。日時を考慮し、手当を支給した上で、複数回実施するべきだと思いますが、どうでしょうか。

2. 保育園について。

私はこれまで公立保育園、私立保育園、無認可保育園と3種類の保育園に子どもを預けて、働いてきました。総じて、公立保育園が施設の整備状況や保育士の労働条件などから見て、一番預けたい保育園でした。それは、保育にゆとりがあると思えたからです。そのゆとりが子どもたちに与える影響は大きいものだと思います。ところが、定員の割り増し入園や、いろいろな特別保育は、私立保育園

を中心に行われています。私立保育園の子どもたちにしわ寄せが起きていると思われて仕方ありません。

そこで質問します。

(1) 保育園の定員とは何を基準にしているのでしょうか。

ア、定員の15から20%増の入園を認めるなら、施設の整備や保育士の増員もあわせて考える必要があるのではないのでしょうか。お答えください。

(2) ゼロ歳児保育の充実を求める。

ア、働き続けたい女性にとって、復職のために必要不可欠なのが産休明け、育休明けからのゼロ歳児保育です。先ほどの定員の割り増し入園ができるというのであれば、ゼロ歳児を優先すべきだと思いますが、どうでしょうか。

イ、ゼロ歳児保育の需要は、今後ますますふえると予想されます。ゼロ歳児保育を今後ふやしていく方向はあるのでしょうか。

(3) 延長保育・病児保育・一時保育について。

これらの特別保育については、一般的にまだ余り知られていないと思います。病児保育や一時保育を求めている人は地域にかなりいらっしゃいますので、利用しやすい条件等の整備について、以下質問します。

ア、延長保育については、私立保育園にお任せではなく、公立保育園として全体の模範となるような園を、早期に整備すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

イ、延長保育の料金、保護者負担分がふえた園があるようです。延長保育の国庫補助金が減った分を市が補助するべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

ウ、一時保育は市民に余り知られていません。幼児を持つ親には、特に重点的に知らせることが必要だと思いますが、どうでしょうか。その具体的方策をお示しください。

エ、一時保育は、潜在的な需要がまだまだあると思います。一時保育は、平日の昼間だけ今行われていますけれども、土・日や夜間にも対応すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

オ、働く母親にとっては、病児保育室の開設時間は、午前8時から午後6時まで必要だと思います。開設時間の延長はできないのでしょうか。また、病児保育室のパンフレットを、各保育園の保護者の目につくところに置いてほしいと思います。

カ、病児保育室は、小学校低学年まで利用可能とか、利用の多いときには増員できるというような弾力的な運用が必要だと思いますが、どうでしょうか。

3. 高層マンションとまちづくりについて。

市内のあちこちでマンション建設反対の看板を目にします。私の住む藤原町内会でも、昨年10月に突然、11階建て75戸、平成11年2月1日着工、翌年3月完成という高層マンション計画が持ち上がりました。この高層マンションが建設されることにより、一日じゅう電気をつけなければ生活できなくなる人がいます。その一番の被害者は、一日じゅう家にいる子どもとお年寄りです。地域や付近住民は我慢するしかないのでしょうか。町内会としても反対の陳情をしました。議会では継続審議、その後、審議未了となっています。

この地域は住宅しか建っていないにもかかわらず、「準工業地域」に指定されています。そのため、現行法上は規制が全くかからないというのです。しかし、岡山市の第四次総合計画基本計画では、この地域は「低密度住宅地区」とされ、「低層住宅が主体の住宅地で土地区画整理事業や地区計画などを活用し、良好な環境の形成を図ります」との記載があります。また、この計画では、「高齢者・障害者に配慮した住宅整備の推進」も言っています。マンション北側に住む高齢者は配慮対象とはされないのでしょうか。

最近、このマンションの広告には、「75戸すべてが南向き」とか、「南側に建物が建たないことも魅力のひとつ」——これは南側の田んぼが駐車場として確保されたことによって、南側に建物が建たないことになったんです——というふうなうたわれています。これは、このマンションの北側に住む、日の当たらなくなる人の気持ちを逆なでする宣伝文句だと思います。こんな状態では、いきいきまちづくりなど推進できると思いません。

まちづくりを進めていく上で、一般の住民の方々には、線引き制度とか、用途指定とか、開発許可制度とか、建築確認制度とか、個別のまちづくりの手法である地区計画制度などについて、十分な認識がされていないことも多いと思います。

そこでお尋ねします。

ア、居住環境のよいまちづくりを進める中で、地区計画はどのような制度で、どのような効果があるのでしょうか。

イ、市民がまちづくりを積極的に考え、取り組もうとする場合に、行政としてどのように対応するのか、市長の御所見をお聞かせください。

4. 平等な社会づくりについて。

6月15日に男女共同参画社会基本法が成立し、男女平等社会の実現に向けた基本理念と方向が示されました。少子・高齢社会の進展状況は、性別役割分業の一日も早い解消を求めています。

そこで質問します。

(1) 子育て・介護の男女共有化の現実的推進を求める。

市職員の育児休業取得者は、過去3年間で女性421名、男性1名です。また、介護休業取得者は過去4年間で女性が23名、男性は、これも1名です。この数字から見て、子育て・介護は圧倒的に女性が担っていると言えます。つまり、男女の共有化は進んでいるとは言えません。

ア、市の職員から率先して、男女の別なく育児休業や介護休業を取得すべきだと思うのですが、どうでしょうか。職員の子育て・介護の男女共有化を推進するための具体的方策をお示しください。

(2) 子育て・介護の支援企業の調査と市の表彰制度の創設を求める。

県の商工労働部労政・能力開発課では、平成3年、6年、9年と「岡山県労務管理等実態調査結果報告書」を作成しています。これは育児・介護休業制度を初め、女性労働者の雇用管理の状況等を把握し、男女労働者が働きやすい環境を整備していく上での基礎資料となるものです。

そこで質問します。

ア、市内の企業に子育て・介護の支援を促すために、その実態調査が必要だと思うのですが、どうでしょうか。また、子育て・介護を積極的に支援している企業については、市として表彰することがこれらの制度の推進につながると思うのですが、いかがでしょうか。

(3) 男女平等条例について。

ア、国の男女共同参画社会基本法の成立を受けて、市としても早急に男女平等条例の策定が必要と

思うのですが、どうでしょうか。その成立の時期をお示しください。

イ、男女平等条例の策定に当たっては、公募等により、広く市民の参加を求めるべきだと思うのですが、どうでしょうか。

5、ごみの減量とリサイクルの推進について。

「ごみ非常事態宣言」が終了した後、岡山市のごみの処理量が増加しています。ごみの中に3割の資源化物がまじっていることから、市はごみの分別の徹底とリサイクルの推進によって、全体のごみの減量化を図ると言っています。

私は、大量廃棄を前提にした焼却炉の大型化、広域化では、廃棄物の減量、そしてごみ問題の根本的な解決にはつながらないと考えています。本質は、ごみそのものをどう減らすかにあります。廃棄物減量の仕組みを整備することが必要です。商品の設計・生産段階から工夫をして、生産から廃棄までの一貫した循環システムをつくらなければならないと考えます。

岡山市第四次総合計画実施計画では、「ごみゼロ社会の構築」を掲げています。そして、「ごみの発生抑制対策の推進」の項目の中で、「発生抑制のための調査」をすることとしています。

具体的に挙げられているのは、「ごみの組成分析調査」、「資源循環型ごみ処理システム構築に向けての調査」、「生ごみリサイクルのあり方に関する調査」です。

また、「発生抑制のための協力体制づくり」の中では、「岡山市廃棄物減量等推進審議会の運営」があります。

そこで質問します。

ア、どのような調査をしているのか、またどのような展望が開けそうなのでしょうか。

これは羽場議員と重なるところがあるんですけども、一応言わせてください。

ごみ減量化の次善の策は、リサイクルを徹底することです。

イ、もっとリサイクルを徹底するための効果的な具体策を示してください。

ウ、例えば、リサイクルを推進するために、学校や公民館、公園などの公共施設、そしてコンビニなどまちのあちこちにペットボトルも含めた資源ごみ回収箱を設置するというのはいかがでしょうか。

エ、リサイクルによって生成されたポロシャツをリユースプラザで見ました。市の職員のユニフォームとして採用するのはいかがでしょうか。職員のリサイクル意識の高揚にもつながると思うのですが。

6、地域福祉の基盤整備について。

市は、地域の総合福祉施設として、岡山ふれあいセンターと4つの地域センターを整備しました。しかし、高齢社会の進展は予想以上に進んでいると思います。地域を歩くと高齢者世帯、高齢者の単身世帯が多いのに驚きます。

そこで質問します。

ア、介護保険の導入や今後の高齢社会の進展にかんがみ、ふれあいセンターより小さい範囲を受け持つ地域福祉センターが必要だと思うのですが、どうでしょうか。

現在、中学校区に約1カ所の割合で在宅介護支援センターが設置されています。24時間体制で運営されていますが、まだまだ地域に密着しているとは言えません。

そこで質問です。

イ、介護保険導入後の在宅介護支援センターの役割はどうなっていくのでしょうか。

7、選挙公報について。

今回の統一地方選で、岡山市議選の投票率は若干上昇しました。投票時間の延長、不在者投票の要件緩和などの措置が一定の効果を上げたと言えます。しかし、民主主義が正常に機能していると胸を張るにはほど遠い投票率です。投票率アップのためには、私たち議員一人一人が主張に磨きをかけて、市民に訴えることもむろん必要ですが、選挙のあり方を変えていくことも求められています。

これに関連して、候補者の政策を訴えるための選挙公報の発行が、たびたび提案されています。今回、初めての選挙に取り組んでみて本当に思うことは、政策を訴える場の少なさです。候補者が政策を訴え、論争し、有権者はそれを判断材料として投票する。この当たり前のことをする場がいかに制限されているか、何と窮屈な選挙制度かと実感しました。少しでも市民に対して投票行動につながる情報を伝えていくべきではないでしょうか。

しかし、選挙管理委員会は、選挙公報について積極的に取り組んでいるとは思えません。

そこで質問です。

ア、有権者にとって不可欠な情報だという認識が当局にはあるのでしょうか。

98年6月議会答弁を見ますと、選管が難色を示している理由は幾つかありますが、「選挙事務のピーク時に事務処理しなければならないという問題点」があると言っています。他の多くの自治体で、選挙公報が発行されていることから考えて、正当な理由とは全くなり得ません。候補予定者への事前説明会での説明、告示の1週間前には審査を終えるというスケジュールで十分可能なはずですが。

イ、この公報印刷までの手順で問題はどこかにありますか。

一番の理由は、選挙期間中に配布できるか否かにあるようです。しかし、これとて中核市の熊本・堺市、市域が倍近い静岡市などで実施しているのですから、要するに選管のやる気一つではないでしょうか。

ウ、選挙期間中の全市配布は、新聞折込や、その他の配布手段を組み合わせれば、実現は不可能ではないはずですが。新聞折込については、県の選管に要望したが難しいと答えられています。どうすれば実現できるのかという方向で検討し、議論しているのでしょうか。おぎなりのキャンペーンを毎回やるより、少しでも市民に各候補者の主張が伝わるような工夫をすべきだと思います。ぜひとも積極的な答弁をお願いします。

エ、最後に、投票所の問題です。

体育館での投票の際、玄関で一たんくつを脱いで、スリッパにはきかえるところがあります。見ていると、お年寄りや体の不自由な方にとって、大変気の毒なやり方だと思います。車いす用のスロープをつけているのだから、いま少しの工夫でくつの着脱不要にできると思いますが、どうでしょうか。

また、くつをはきかえる必要はないけれども、スロープのついていない場所もあります。人に優しい投票所をつくっていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

以上で第1回目の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

P. 222

◎総務局長（橋本豪介君） いきいきネットワーク下市議員の個人質問にお答え申し上げます。
まず、第1点が市の職員の育児休業や介護休暇の取得の方策についてのお尋ねでございます。
本市の職員に対しましては、毎年1回ないし2回開催いたします各課の庶務担当者会議の中で、育児休業や介護休暇の制度についての説明と周知をいたしております。
次に、男女平等条例の制定についてのお尋ねでございますが、これは公明党の磯野議員の代表質問にお答えしたとおり、今後、制定に向けての検討課題といたしております。
それから、次にリサイクルによる職員のユニフォームの御質問でございます。
本市では、職員のリサイクル意識の高揚及び環境保護を図るという観点から、職員に貸与いたします事務作業服の生地に、ペットボトル再生のポリエステルを使いまして、既に平成10年から採用してきております。
以上でございます。

P. 222

◎保健福祉局長（服部輝正君） まず、児童クラブについてお答えいたします。
整備目標年度と年度ごとの目標クラブ数でございます。
放課後児童クラブの設置につきましては、子育て支援策として重要な施策であり、将来的には全小学校区への設置を目標としておりますが、当面の目標としては、ニーズの高い地域を中心に計画的な設置の推進に積極的に努めてまいりたいと考えております。
なお、平成10年度末までで39カ所設置いたしておりますが、今年度4カ所の予定でございます。第四次総合計画の実施計画——平成10年度から12年度——の目標数値は、12年度末で43カ所でございます。
プレハブ設置から余裕教室への利用へと、市の方針の変更についてでございます。
放課後児童クラブの設置につきましては、これまで小学校敷地内にプレハブ施設を設置することを原則としてきましたが、児童クラブについては、できるだけ学校の機能と一体のものとして位置づけてまいりたいと考えており、また、学校教室の有効利用と設置費用の経費削減にもつながるため、今年度から原則として余裕教室を利用することにいたしましたのでございます。
なお、児童数増加等の理由により、余裕教室の利用の可能性が見込めない学校につきましては、学校敷地内等にプレハブ施設を設置する方向で検討してまいりたいと考えております。
次に、「りょうなんクラブ」についてお答えいたします。
「りょうなんクラブ」は、平成3年1月に民間アパートで開設され、その後、平成7年9月に県の補助制度に基づき、児童数が10人以上20人未満の小規模児童クラブとして認可をしましたが、中核市移行に伴い、現在では単市事業として補助金を交付しております。
通常の児童クラブへの移行につきましては、施設規模等の問題があるため、小学校敷地内への整備が前提になると考えており、開設場所の確保について教育委員会、学校、地元関係者等と協議してきましたが、今後ともできる限り早期に学校内設置ができるよう努力していきたいと考えております。
次に、障害児の入所についてでございます。
児童クラブの入所の可否については、障害児の受け入れも含め、各クラブの運営委員会が決定することとなっております。現在、障害児が入所しているクラブ数とその人数は、各クラブからの聞き取り調査によれば、9クラブ、11人となっております。その障害の程度は軽度の知的障害や軽度の情緒障害などでございます。今後、御要望があれば、個別の事例ごとに実態も踏まえ、可能な限り、受け入れを進めるよう指導してまいりたいと考えております。
施設の改修につきましては、これまでにもトイレの改修等、必要に応じて対応してきており、今後とも実態を踏まえ、条件整備に努めていきたいと考えております。
また、指導員の養成については、毎年実施している研修会等の中で、障害児に関する研修も取り入れていきたいと考えております。
次に、指導員の専門性についてでございます。
国の指導では、児童クラブの指導員については特段の資格が必要とはされておりましたが、保育士、教諭等の資格を有する者が望ましいとされており、児童の健全育成等に関する適性や経験が求められる職務であると考えております。
指導員の身分を保障するための社会保険料分を補助金に上乗せをとという御質問でございます。
本市の児童クラブは、熱意ある保護者の方々の運動の中から生まれてきた経緯があり、少子化の進行の中で児童クラブの必要性が高まっていることなどにかんがみ、厳しい財政状況の中で、できる限りの支援を行っているところでございます。指導員の社会保険加入については、指導員の業務実態などから見て、その要件に該当しないのではないかと考えております。
指導員研修についてお答えいたします。
指導員の研修につきましては、各クラブの指導員の中から研修委員を選任し、研修の開催日時、内容等を協議していただき、実施しております。研修日時については、指導員が全員参加できるように、学校行事や各クラブの活動状況を考慮しながら、平日の午前中に開催しております。
平成11年度の研修回数については3回、また、児童館職員との合同研修も5回程度開催を予定しており、今後とも指導員の研修の充実に努めていきたいと考えております。
なお、各クラブに対する補助金には研修費も含んでおり、研修に手当を支給することは考えておりません。
保育園の御質問でございます。
保育園の定員は何を基準にしているかとの御質問です。
保育園の定員につきましては、厚生省令で児童福祉施設最低基準が定められており、これには児童1人当たりの面積や保育士の配置基準が規定されております。基本的には、認可の際の保育室の規模、数によって園児数が決まり、次に年齢別の園児数に合わせて保育士の数が決定することになります。
いずれにしても、定員を超えての受け入れも、厚生省令の基準に適合する範囲内で行っていただいております。施設の整備や保育士の配置については、今後とも適宜、適切に対応してまいりたいと考えております。
ゼロ歳児保育につきましてお答えいたします。
現在、公・私立合わせて89園の保育園がございますが、そのうちゼロ歳児保育を行っていないのは

公立の2園のみで、他の87園については乳児保育を行っております。

なお、公立の2園につきましても、平成13年度末を目標に、調乳室、乳児室を整備し、乳児保育を開始したいと考えております。

現在の保育園制度の中では、年齢ごとの定員は設定しておりません。児童福祉施設最低基準がありませんため、おのずと受け入れの限界がございますが、各保育園とも、現実にはゼロ歳児の受け入れに非常に協力をしていただいております。本年4月1日時点では全入園児の約5%ですが、平成10年度の場合、途中入園児童567人のうち364人——64.2%——がゼロ歳児でございます。

今後とも施設の整備を行いながら、ゼロ歳児の受け入れ幅の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、延長保育についてでございます。

公立の延長保育につきましては、現在、現在、南方保育園1園のみでございますが、さらに拡大したいと考えており、現在検討中でございます。

民間保育園の延長保育につきましては、昨年11月に市単独の上乗せ補助金を、1園当たり年額30万円から60万円に増額したところでございます。さらに増額の要望もございますが、財政事情の厳しい中でありますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、一時保育についてでございます。

一時保育のPRにつきましては、「市民のひろば おかやま」や公共施設においてあります「保育園ガイド」及び「市民コミュニケーションシステム」により行っておりますが、広くPRするには「市民のひろば」が最も有効であると考えますので、「市民のひろば」への再度の掲載を行いたいです。

土曜日の一時保育については、実施園と実施していない園とがありますが、実施していない園についても要望があれば、当該園と協議してまいりたいと考えております。

休日保育につきましては、制度上、一時保育とは別の保育になりますので、今後、需要等を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

一時預かりにつきましては、保育園での一時保育のほか、ファミリーサポート事業でも行っております。夜間の一時的な預かりにつきましては、今後の研究課題としてまいりたいと考えておりますが、当面、このファミリーサポート事業の利用も進めてまいりたいと考えております。

病児保育室についてお答えいたします。

病児保育につきましては、現在の実施施設は午前8時半から午後5時半まででございます。それを午前中30分早く開始し、午後を30分遅くまで開いてほしいとの御質問でございますが、これにつきましては、担当の看護婦、保育士が2ないし3人と決まっております。保育園のように大勢の保育士をローテーションで回すというわけにはまいりません。看護婦、保育士の勤務労働条件のことがあり、相当に難しいとは思いますが、実施施設と協議してまいりたいと考えております。

病児保育の定員は、各実施施設により4ないし6人と決まっております。

職員の配置基準につきましては、病気回復期の児童2名に対し職員1名と決まっております。県を通して厚生省にも確認しましたが、現段階では、弾力的な運用は認めていないとのことでした。

弾力的な運用につきましては、今後、国に働きかけていきたいと考えております。

なお、病児保育のパンフレットにつきましては、既に各園に配付いたしておりますが、各園で見やすいところへ置くよう指導してまいります。

次に、地域福祉の基盤整備について、地域福祉センターの整備についてでございます。

ふれあいセンターは、保健・福祉・生涯学習の機能を持った、おおむね5から6中学校区が集まったエリアの、地域の拠点施設としての役割を果たしておりますが、それより小さいエリア、すなわち中学校区エリアには地区公民館が、また、小学校区エリアにはコミュニティハウスが、さらには町内会エリアには集会所や公会堂が、それぞれ身近な住民利用施設として整備されているところであり、現在のところ御指摘のような地域福祉センターの整備は考えておりません。

なお、高齢者を対象とした地域の福祉機能を持った利用施設としては、ふれあいセンター以外にも民間事業者の施設整備を助成する形で、中学校区に1カ所程度デイサービスセンター及び在宅介護支援センターを整備し、地域福祉の基盤整備に努めているところでございます。

最後に、在宅介護支援センターの役割についてでございます。

在宅介護支援センターは、現在、在宅で高齢者の介護を行う方々に対し、在宅介護に関する相談やサービス実施機関との連絡調整などを行っております。

介護保険制度下での在宅介護支援センターの役割につきましては、こうした総合相談や介護保険では給付しきれないサービスの調整、地域における情報体制の整備など、地域ケアを支える機能を引き続き果たしていただくとともに、新たに、居宅介護支援事業者として、訪問調査やケアプランの作成に中心的役割を果たしていただきたいと考えております。

以上でございます。

P. 225

◎環境事業局長（介中弘君） ごみの減量とリサイクルの推進についてのお尋ねの中で、まず、どのような調査をしているのか、どのような展望が開けるかというお尋ねです。

平成10年度におきまして、一般家庭や事業者から排出されるごみ・資源化物等の組成分析調査や、2,500名の市民、500の事業所を対象としたごみの減量・リサイクルなどに対する意識調査を実施いたしました。

また、生ごみのリサイクルにつきましては、既に取り組んでいる先進地に出向き、その効果などにつきまして調査をいたしました。

こうした調査結果に基づき、「岡山市一般廃棄物減量等推進審議会」におきまして、地球環境保全や資源保護という観点から、廃棄物処理を推進するために不可欠な資源循環型ごみ処理システムのあり方について御審議いただいたところでございます。

全国的にも、出されたものをいかに処理するかという受け身の廃棄物処理では、逼迫する最終処分場の問題や地球環境問題への対応には限界がございます。

本市におきましては、今後の取り組みといたしまして、安易な排出行動の抑制やごみそのものをなくするための仕組みづくりが重要となりますが、国レベルでも示唆されておりますように、ごみ処理の有料化も参考にしながら、製造業者・販売業者・使用者・排出者の果たすべき役割を明確にいたしまして、社会が一体となって取り組むことが必要と考えております。

次に、リサイクルを徹底させるための効果的な具体策についてのお尋ねでございます。
リサイクルへの取り組みにつきまして、昨年度実施した市民意識調査によりますと、この支障と
なっている要因といたしましては、リサイクルの必要性が十分啓発できていないことや、排出に当た
りまして時間や場所などに制約があることなどがございまして、リサイクル行動は、資源保護、環境保
護の観点から有効な手段でありまして、日常の消費行動や排出行動において、一人一人がリサイクル
を意識することで、社会全体にも大きな影響を及ぼす力になるものと考えております。
したがって、市民意識の向上や排出の利便性を確保することは重要であり、リサイクルに関す
る情報の提供や拠点回収方式の拡充を図るなど、市民の協力が得られやすく、効率よく資源化物が回
収できる方法について、検討してまいりたいと考えております。
集めるだけでなく、使ってこそリサイクルでございまして、製造者——販売事業者——使用者——
行政が一体となった取り組みが図れるよう、今後一層、あらゆる機会をとらえて啓発に努めてまいり
たいと、考えております。
次に、リサイクル推進のため、公共施設などあちこちに資源回収所を設置してはどうかというお尋
ねでございます。
ごみの資源化・リサイクルが促進されるよう、市民が資源化物の排出日や排出時間に関係なく、常
時排出できるシステムといたしまして、ペットボトル回収で採用している、拠点回収の拡充を図り、
公共施設やスーパーなど店舗を利用した回収方法を検討してまいりたいと考えているところでござい
ます。
以上でございます。

P. 226

◎経済局長（角田誠君） 市内の企業に子育て・介護の支援を促すため、実態調査や表彰をしてはど
うかとお尋ねでございます。
市内企業の育児・介護休業制度の利用状況につきましては、市独自の实態調査や表彰までは考えて
ございませんが、国及び県の実態調査を十分参考にしながら、国・県と連携を図り、その制度の普及
につきまして、市内企業への要請、広報紙への掲載や本庁舎1階へのパンフレットの設置などを行
いまして、一層の啓発に努めることによりまして、企業の積極的な協力と理解を求めてまいりたいと考
えております。
以上でございます。

P. 226

◎都市整備局長（石塚昌志君） 高層マンションの建設に関連しまして、地区計画についての御質問
でございます。
用途地域は、都市レベルで建築物の用途の配置を誘導するとともに、建築物の密度等について規制
することにより、適正な都市環境の保持を図ろうとするものであります。
一方、地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりを行うために、地区計画制度があります。これ
は、関係権利者の総意のもと、一定のまとまった地域で、建築物の用途や高さ、密度、形態等をきめ
細かく決めることのできるもので、市民参加による良好な環境づくりが可能となるまちづくり手法で
あります。
したがって、地区計画制度を初め、きめの細かなまちづくりの可能となる手法がいろいろとあ
りますので、地域の勉強会等にも参加するなどしながら、行政といたしましても、今後とも積極的に
取り組んでまいりたいと考えております。
以上でございます。

P. 226

◎選挙管理委員会事務局長（鏡原憲二君） 選挙公報と投票所の問題に関しまして、一連の御質問で
ございますが、まず選挙公報に関する御質問についてお答えいたします。
公職選挙法第167条によりまして、国政選挙及び都道府県知事選挙におきましては、選挙公報の発
行が義務づけられております。選挙期間が短い市長と市議会議員選挙等につきましては、選挙公報は
任意制となっております。選挙公報の発行につきましては、候補者選定の有効な広報媒体であると考えておりますが、選挙管
理委員会といたしましては、選挙公報の審査・印刷・配布方法・経費・事務局の実施体制について、
検討もしてまいっております。
しかし、印刷開始から配布期限までの期間が極めて短いこと、配布漏れ防止のための対策、あるい
は新聞折込への配布方法の変更について、県との協議が必要なことなどを検討する中で、依然解決す
べき問題がありまして、厳しい状況でございます。現状では結論を出すに至っておりません。
今後、さらに議員御指摘の他都市の状況調査や県等関係機関と協議するなど、検討してまいりたい
と思っております。
続きまして、投票所の問題点といたしましてのお尋ねでございます。
投票所の問題点につきましては、これまでも高齢者や障害者の方々などがより安全で快適に投票で
きるよう、スロープの設置や車いすの配置などの措置を講じてきたところでございます。
今後とも、投票環境の向上につきましては、御指摘の投票所の土足使用を含めまして、施設管理者
の理解と協力を得ながら、なお一層の努力をしてまいりたいと思っております。
以上でございます。

〔1番下市香乃美君登壇〕

P. 227

◆1番（下市香乃美君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。何点が再質問させていただき
たいと思っております。
まず、児童クラブについてなんですけれども、全市的な整備目標年度と年度ごとの目標クラブ数は
示せないということで、ニーズの高い地域を中心にとということなんですけれども、各年ごとに、要望

する地区があると思います。ぜひ、そのすべての地区に、要望どおり児童クラブが設置できるような方向で、毎年進めていってほしいというふうに思います。

それと、高層マンションとまちづくりについてなんですけれども、実は、まちづくりということ、市長から御意見をお伺いしたいなと思っているわけです。いきいきまちづくりを進めていく上で、一つの町内会の中に、別の町内会ができていくという、そういう現実があります。その中で、高層マンションを建てるとするのは業者の方でして、業者がつくっていくまちづくりになっていくわけなんですけれども、その中に、住民の意見が通っていかない。そのことを、地域の住民は非常に心配しています。こういうことがあることによって、まちづくりに参加していきたい、こういうまちをつくっていききたいという声も出てくるのが現実です。

そういうことで、この岡山市というまち、また地域、地域のまちをつくっていく中で、住民参加を進めていってほしいと思うんですけれども、そういうことでの市長の答弁をお願いしたいと思えます。まちづくりをしていく上で、住民参加をどういうふうに進めていけるかということをお願いいたします。

よろしくをお願いします。

P. 227

◎市長（萩原誠司君） 下市議員の再質問、児童クラブ、これは御要望ですね。私も同じような気持ちで、頑張るように言っときますので。（笑声）

ちょっとその2番目の質問、必ずしも私、よく理解をしていないんですけれども、いきいきまちづくりをする、町内会が2つできるということから、よくわかんなかったんですが、そういうことはやめてですね、確かに、まちの構成、あるいは建築、あるいは道路づけ、いろんな意味で、住民の方々の意見が反映されるということは、これはいいことであります。難しいのは、その住民の方々の中での意見の相違があるケースが非常に多いというところでございまして、その調整というのに、住民の方々自身も、非常に困りになることもありますし、我々もそこで立ちどまることもある。

また、御質問にもありましたけれども、藤原西町の話だと思えますが、これも確かにあのマンションができるということになって、周辺の方々は「これはかなわん」というんで立ち上がられて、できるアクションを全部とられて、市としても、法律上いかんともしがたいところがあったわけです。それでもぎりぎり、できるだけの仲介の労をとるような形で、やれるところはやった。ただし、両方に、完全に満足ができる状況になっているかというところは、自信が本当はないようなケースが多くなっているわけでございます。

したがって、御質問の趣旨をあえて酌み取ると、今後とも、住民参加というものが、全体として満足が上がる方向でやらにやあいかんと思うんです。そうすると重要なことは何かといいますと、一步前の段階から参加ができるようなことが正しいわけですね。こうなってしまうという前に、その建築なら建築は地面の割りつけがあるわけでございます。その辺から参加ができる、なるべく前の段階から意見が言えるようにするというのが、実は、こういった住民参加問題のですね、拡大の方向になっていきます。建設省もそういう方向に次第に、かじを切りつつあります。街区について、自分の意見を言う制度ができつつあるわけですが、市としては、先ほどの藤原西町近辺の問題にも、若干心を痛めております。

そういったことも、一つの考え方の起点として、今回の予算において、岡山市のいろんなところで、問題となっている開発かどうか、農用地の問題も含めまして、どんなふうに頭を整理したらいいのかということも、もう一回勉強させていただいて、なるべくこういった問題が今後起こらない中で、さらに今度は開発を進めていくと。農用地を守れるという、いい線引きがあるかどうかといったことを、これも情報公開しながら勉強をしていくというようなことを考えているわけでございます。

望むらくはお答えになっていれぼと思えます。

どうもありがとうございます。

〔1番下市香乃美君登壇〕

P. 228

◆1番（下市香乃美君） 御答弁ありがとうございます。

最後に、私としての要望を述べさせていただきたいと思えます。

ぜひ、地域に住んでいます女性や子どもやお年よりが、住みやすいまちづくりをしていくということとをベースに、先ほどの児童クラブのことにしても、保育園のことにしても、行政を進めていっていただきたいと思えます。以上で個人質問を終わります。

皆さん大変ありがとうございます。（拍手）

平成11年 6月定例会 — 07月12日— 10号

P. 424

◆1番（下市香乃美君） 私は、いきいきネットワークを代表して、陳情第18号及び第19号について反対討論をさせていただきます。

まず、陳情第18号についてです。

陳情第18号組織的犯罪3 法案に反対する意見書の提出について。

盗聴法を含む組織的犯罪3 法案は、犯罪捜査のために、警察や検察に電話、ファクス、電子メールなど通信の盗聴を認めるというものです。

これは、私たち国民の基本的な権利にかかわる重要な問題であり、憲法第21条には「通信の秘密は、これを侵してはならない」と明確に規定されている事項でもあります。

また、この法案には以下のような問題点があります。

盗聴対象が組織的犯罪だけに限定されていないこと。将来の犯罪行為も対象としていること。令状に記載されていない別件事件の盗聴も認めていること。犯罪と関係する会話かどうかを識別する該当性判断の盗聴なので、盗聴されたことに対しての通知がされず、盗聴されたという事実自体が知らされないこと等です。つまり、私たちには盗聴されたかどうか分からないということになります。

さらに重大な点は、立会人が犯罪の被疑事実を知らされず、盗聴内容を聞くこともできないため、捜査機関の違法を防止することができません。犯罪とは無関係な多くの通信が捜査機関の監視下にさ